

# 投票区・投票所の見直しにかかる パブリックコメント実施結果について

平成 30 年(2018 年)10 月 5 日 政策決定会議資料  
選挙管理委員会事務局

## 1. パブリックコメント実施結果概要

- ・意見募集期間・・・H30. 9. 5～H30. 9. 2
- ・提出された意見・・・5名から5件
- ・主な意見
  - \*市全域の投票区番号が連続していないのでわかりにくいとの意見（2名から2件）  
→再付番すべきと考えている。(次項参照)
  - \*投票所の運営方法に対する改善提案、投票立会人の選任方法についての意見など  
→今後の投票所運営などの参考にしていく。

## 2. 投票区番号の再付番について(選挙管理委員会事務局の考え方)

- ・市全域で投票区番号が連続しておらずばらばらになっており、非常にわかりづらくなっていると認識している。
- ・一定のルールに基づき、投票区番号の再付番を行うことによりわかりやすくなる。
- ・投票区の位置把握や投票区の検索が容易になるなどの効果が見込める。
- ・選挙時の投票所入場案内券に投票区番号の他、投票所名と地図を印刷しているので、投票区番号を変更しても支障はない。  
→よって、再付番すべきと考えている。

## 3. 今後のスケジュール

本年 11 月 選挙管理委員会の会議において、正式決定  
決定後、もみじだより、選挙特集号や自治会を通じて有権者に周知  
平成 31 年 4 月の任期満了に伴う大阪府議会議員選挙から実施予定

平成30年(2018年)10月 日

## 投票区・投票所の見直し（素案）に対する パブリックコメント実施結果公表

### [案件の名称]

投票区・投票所の見直し（素案）

### [結果公表閲覧期間]

平成30年(2018年)10月10日（水）から11月9日（金）まで

### [閲覧場所]

- 市ホームページ  
<http://www.city.minoh.lg.jp/senkan/touhyoukuminaosi2018/publiccomment.html>
- 選挙管理委員会事務局（箕面市役所別館6階61番窓口）
- 行政資料コーナー（箕面市役所別館1階12番窓口）
- 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所
- 中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南生涯学習センター
- 西南図書館、桜ヶ丘図書館、萱野南図書館、小野原図書館
- みのお市民活動センター

### [実施結果概要]

- ◆ 募集期間：平成30年(2018年)9月5日（水）から9月28日（金）まで
- ◆ 意見の件数：5件（5名）
- ◆ いただいたご意見と市の考え方：次ページ以降に記載

〈問い合わせ先〉

箕面市選挙管理委員会事務局

電話072-724-6763（直通）

## 投票区・投票所の見直し（素案）パブリックコメント実施結果について

### 意見募集の実施状況

- 1 募集期間 平成30年9月5日（水曜日）から9月28日（金曜日）まで
- 2 提出状況 5人 5件
- 3 ご意見に対する考え方 次のとおり

※ご意見は、原則として原文のまま公表しています。ただし、意見を提出された方が特定されるおそれがある場合は、部分的に修正しています。

番号	いただいたご意見等	ご意見等に対する考え方
1	<p>今回の見直しの考えは理解できるし、素案の区割りには全面的に賛成です。</p> <p>特に「新37区」は現時点では18歳以上住民は1,000名弱ですが、新駅開設に伴う集合住宅建設計画や、大学開校と増加を見据えたものとして大いに評価しています。</p> <p>今回は有権者の安全確保と、移動距離の均等化がベースですが、実際の投票行動への配慮が一番大切なことであるのは論を待ちません。この観点から折角の機会でありますから投票所の運営に関して合わせて提言させていただきます。</p> <p>38投票所の内で次の4投票所が有権者数の多さが目立ちますが、今回の素案では「新3区(4,743人)」「新22区(4,516±α人)」「新26区(4,941+α人)」「新30区(4,494人)」と昨年10月の衆院選時点で有権者が+α人となるのは新26区のみです。元々26区は選挙のたびに有権者数が増えています。北急新駅開設に向かって更なる増加は確実と思います。</p> <p>その26投票所の選挙管理者を何度か担当した経験から運営について申し上げます。</p> <p>① 期日前投票者も増えて来ているが、投票日には時間帯によって1時間に300</p>	<p>選挙時の投票管理者のご出務、誠にありがとうございます。</p> <p>いただきました「投票所入り口前や場内の案内・誘導の改善」、「経験のある事務方の配置」、「代理投票時の対応」などの貴重なご意見につきましては、投票所運営のさらなる改善に向け、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、北大阪急行線延伸時には、箕面船場阪大前駅周辺に新たに設置される公共施設への投票所の設置や船場東、船場西地区の投票区の一部見直しにつきましても、さらなる投票環境向上の観点から、検討が必要であると考えています。</p>

人(5人/分)を超える投票者を捌く必要がある。基本的には受付でコントロールして余分な人数を投票所内に入れない様に入口前に案内・誘導の係員を配して、混雑による誤作業を防止する事が第一となる。(受付が2系列であり案内は終日必要)

② 2016年7月の第24回参院選では選挙区記入台が8連、比例代表記入台が4連のレイアウトで、比例代表の記入が停滞し会場内に投票者が溢れて誤投票の恐れがあったので、事務方責任者に指示して両記入台を各6連に急遽変更した事があり(この件は書面で選管に報告)、その後の市長・市議同時選挙や、第48回衆院選ではこのレイアウトとなった。国政選挙では比例代表、市政ダブル選挙では市議の方が記入に時間がかかり、記入台を8連にしても良いのでないかと思っているが、スペースの問題もある。

いずれにしる選挙区投票から比例代表記入への場内の案内・誘導の係員が必要である。

③ 投票所の規模により事務方の数を2段階に分けているが、特別に多い4投票所は更に多い方が望ましいが、この様な投票所の経験のある事務方を配する事が第一である。

また投票者の多くなる時間帯(朝方、夕方)に人員配置を増やしたり、休憩者を少なくするシフトの工夫が必要である。

④ 投票所として捌く人数が多いので、本来はもっと空間の大きい施設を使いたいところであるが、計画のある学校が出来るまでは綿密な運用で対応して欲しい。

⑤ 以前あった代理投票時のトラブルが選管の適切な対応で無くなったが、事務方には一つの事例として引き継いで貰いたい。

<p>2</p>	<p>もみじだより 9月号の意見募集につきましてコメント致します。</p> <p>私は船場南橋に近い高層マンションに住まいしています。</p> <p>この度、見直しで「西宿南」から「COM3号館」に変更案が出ているとの事ですが大賛成です。</p> <p>元々の「コミュニティーセンター萱野小会館」から「西宿南」に変更になった時の説明では橋を渡らなくてよくなりました、との説明でしたが、距離は若干遠くなり、何より表通りから住宅街に入った分かりにくい場所でしたので、改善と云うより改悪であると投票の度に感じていました。</p> <p>実際に同じマンションに暮らす老人方からは遠くて不便だから投票には行かないと云う声を聞いたのは一人や二人では有りません。妻は土地勘が無いので必ず一緒に行かなければならず、棄権して一人で行く時は自転車で行っていました。北急開通で公園跡地にはマンションが出来ると聞いていますし、450人収容の阪大寮でもし住民票を移す学生が居れば人数も増えますし、大変良い見直し案だと思います。</p> <p>また近隣には私達を含めマンションが5棟ありますが、全員がこの見直し案には賛成するでしょう。</p> <p>是非とも見直しを実現させて下さい。</p>	<p>前回（平成22年）の見直しにより、船場東南部のマンションから投票所（西宿南集会所。投票区の北の端に位置する。）まで1km以上という長い距離になり、当該地区の皆様にご不便をおかけいたし、誠に申し訳ありません。</p> <p>今回の見直しでは、高齢化が進展する中、さらなる投票環境の向上が必要という考えの元、船場東地区のように、投票所が投票区の端に位置していたり、投票所までの距離が長い投票区を中心に見直しを行いました。</p> <p>なお、北大阪急行線延伸時には、箕面船場阪大前駅周辺に新たに設置される公共施設への投票所の設置や船場東、船場西地区の投票区の一部見直しにつきましても、さらなる投票環境向上の観点から、検討が必要であると考えています。</p>
<p>3</p>	<p>投票環境をよくするために、投票区内での投票所までの距離の不均衡を解消することや投票所までの距離を短縮することは、とても良いことだと思います。</p> <p>ただ、市全体の投票区の地図を見ましたが、1点だけ気になる場所があります。投票区ごとに番号がついていますが、順番がバラバラになっています。何かルールがあるのかもしれませんが、少しわかりにくいと感じました。</p>	<p>ご意見のとおり、現行の投票区ごとの番号につきましては、当初、住居表示の設定時期の順に設定され、その後、人口の増加等に伴い新たに投票区が設置された際に順に追加で付番されてきたことから、投票区番号が連続しておらず、とびとびになっているため、非常にわかりにくくなっています。</p> <p>従いまして、今回の見直しを契機に、一定のルールに基づき、投票区番号の再付番を行います。</p>

4	<p>(新 18 投票区内に所在する自治会としての意見です)</p> <p>投票区・投票所が近くにできることはとてもありがたいことだと思う。</p> <p>しかし、投票日の立会人や補助等の仕事が、その狭い町内会の少ない役員でやらなければならないのは無理があると思う。選挙の手伝いをその地域の町内会役員でやるのは反対である。</p>	<p>投票所の立会人等に関するご意見につきましては、次のとおり考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>投票所の運営につきましては、公正な選挙を実現するため、公職選挙法の規定、趣旨に基づき、市民の皆様にご投票管理者・立会人の従事をお願いしており、当日の投票所につきましては、選挙の都度各自治会から推薦をいただいた方及び投票管理者・立会人の公募（平成 26 年度から実施）に応募された方を中心をお願いしています。</p> <p>ご意見のとおり、少ない役員の中で人選に難渋され、大変ご苦勞をお掛けしている自治会もあると認識しておりますが、公正な選挙の実現のためには、自治会のご協力が不可欠であると考えております。選挙管理委員会としましては、公募制度のさらなる拡充に努めながら、できるだけ自治会のご負担を軽減できるよう努力いたしますので、引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
5	<p>資料 B 投票区・投票所の見直し(素案)【地図】を拝見すると、投票区番号は地図上で連続しておらず投票区番号の設定に脈絡がない。投票区番号でも地域を大観できるようにしていくために、地図上で番号を連続させた脈絡のある投票区番号の設定へと見直すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、現行の投票区ごとの番号につきましては、当初、住居表示の設定時期の順に設定され、その後、人口の増加等に伴い新たに投票区が設置された際に順に追加で付番されてきたことから、投票区番号が連続しておらず、とびとびになっているため、非常にわかりにくくなっています。</p> <p>従いまして、今回の見直しを契機に、一定のルールに基づき、投票区番号の再付番を行います。</p>

平成30年(2018年)9月 箕面市選挙管理委員会

## (参考資料) 投票区・投票所見直しの考え方について

箕面市では、平成22年度に投票区や投票所の見直しを行いました。見直しから8年が経過する中、人口の増加や高齢化の進展などの環境の変化を踏まえ改めて検証したところ、いくつかの投票区・投票所において課題が生じています。

このような状況を踏まえ、さらなる投票環境の向上に向け、課題のある投票区・投票所について見直しを進めることとしました。

### 1 現状における投票区、投票所の課題

#### (1) 投票所までの距離についての課題

\* 投票所までの距離が非常に長い投票区がある。

(投票所までの最大距離(直線距離)が1km以上ある投票区が5箇所)

\* 投票所が投票区の端に位置し、投票区内での距離の不均衡が著しい投票区がある。

#### (2) 投票所までの動線についての課題

\* 投票所に行くまでに国道を渡らなければならない地域がある。

#### (3) その他の課題

\* 投票区内の一部地域の人口増により、投票所の見直しが必要な投票区がある。

### 2 見直しについて

上記の課題をできるだけ解消するため、該当する投票区及び投票所について見直しを検討し、見直し素案を策定しています。

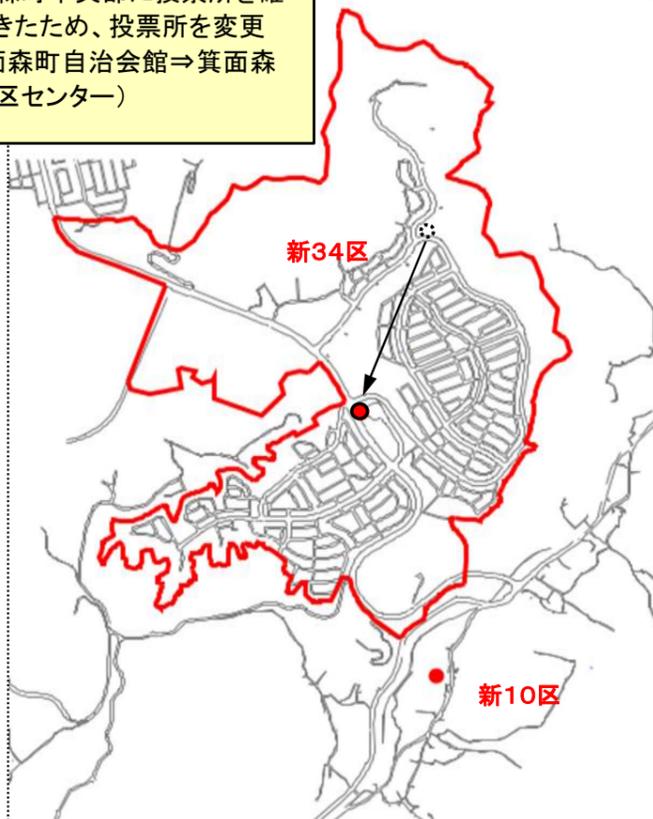
また、今回の見直しでは投票区割と投票所の選定作業を同時に行うとともに、投票所については従前の公共施設等に限定せず、民間施設も含め幅広く検討を行っています。

### 3 見直しのスケジュール

投票区・投票所の見直しにかかるパブリックコメントの意見集約後に必要に応じて素案を修正したうえ、平成30年11月開催の定例選挙管理委員会で見直し内容を決定後、平成31年4月執行予定の大阪府議会議員選挙から適用する予定です。

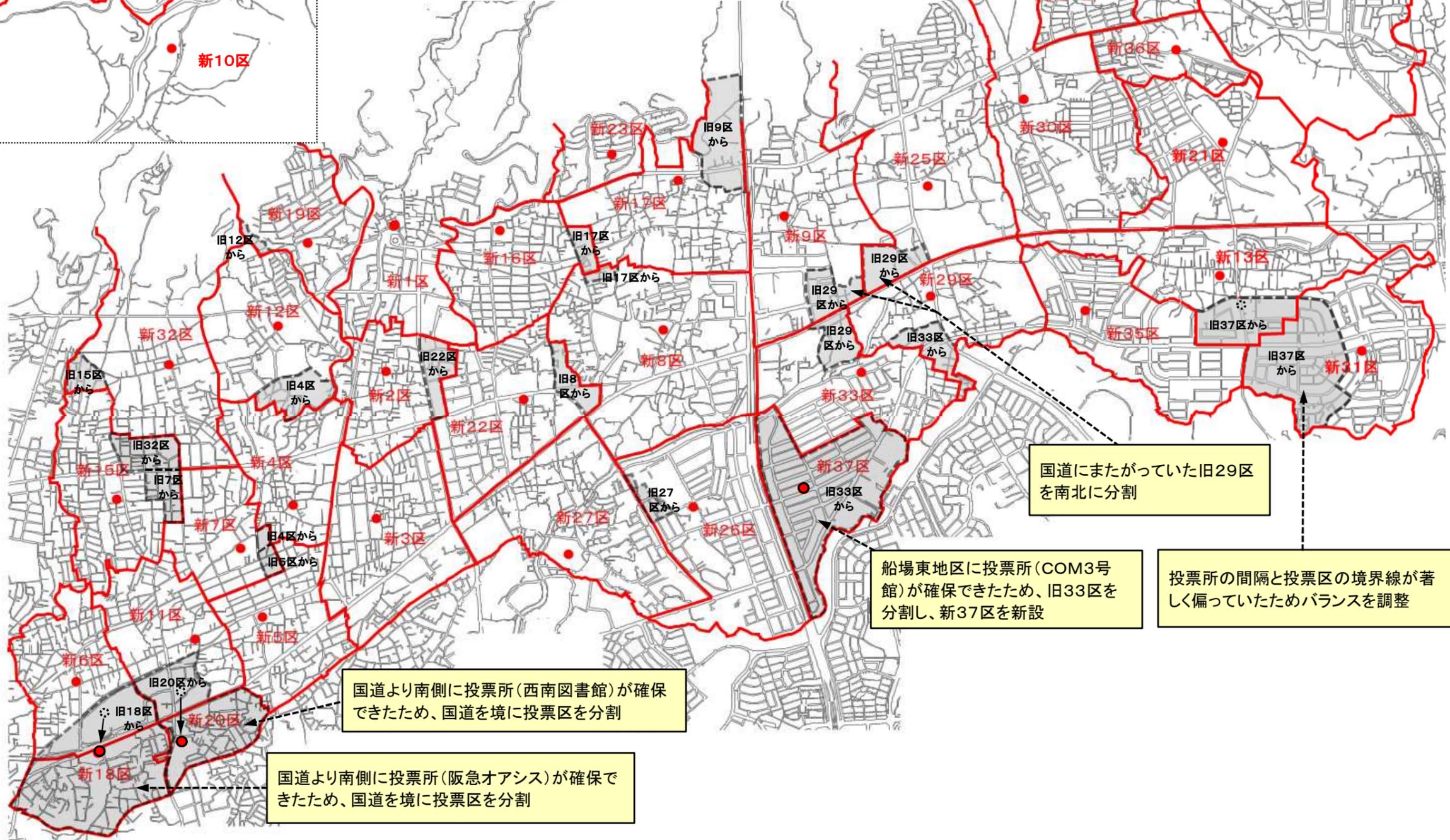
# 投票区・投票所の見直し(素案)【地図】

箕面森町中央部に投票所を確保できたため、投票所を変更  
(箕面森町自治会館→箕面森町地区センター)



- 投票区の境界線 (見直し後)
- 投票区の境界線 (見直し前)
- 投票所 (見直し後)
- 新設する投票所
- ⊙ 廃止する投票所

その他特段の説明を書いていない変更は、投票所までの距離を短縮するため、隣接の投票区へ編入する地域です。



国道にまたがっていた旧29区を南北に分割

船場東地区に投票所 (COM3号館) が確保できたため、旧33区を分割し、新37区を新設

投票所の間隔と投票区の境界線が著しく偏っていたためバランスを調整

国道より南側に投票所 (西南図書館) が確保できたため、国道を境に投票区を分割

国道より南側に投票所 (阪急オアシス) が確保できたため、国道を境に投票区を分割

# 投票区・投票所の見直し(素案)【一覧】

資料C

投票区	投票所 ※__は変更後の投票所	投票区域(見直し後) ※[ ]が変更箇所	見直し前の 投票区
新1区	平尾会館	箕面1丁目(全)、2丁目(全)、3丁目1番1号~11号、59号~、5丁目1番1号~9号、43号~、11番~12番17号、52号~、13番、6丁目1番~4番、5番1号~39号、42号~72号、75号~、6番~、8丁目1番13号~15号、箕面1番地~、温泉町全域、箕面公園全域	
新2区	西小路会館	箕面6丁目5番40号、41号、73号、74号、西小路1丁目(全)、2丁目(全)、4丁目(全)、5丁目(全) 西小路3丁目1番、10番、11番、15番~17番	旧22区から移行
新3区	牧落幼稚園	牧落1丁目(全)、2丁目(全)、5丁目(全)、百楽荘全域	
新4区	桜会館	桜1丁目(全)、2丁目5番1号~23号、54号~、6番~9番、3丁目(全)、4丁目(全)、5丁目1番~14番、16番、18番	
新5区	若葉幼稚園	桜井1丁目1番、2番、7番~10番、13番~15番、18番、19番、22番~、2丁目(全)、3丁目(全)、桜5丁目15番、17番	
新6区	瀬川会館	瀬川1丁目(全)、2丁目(全) 瀬川3丁目1番~3番、5番~	旧18区から移行
新7区	南小学校	桜ヶ丘2丁目(全)、3丁目10番~12番、桜井1丁目3番~6番、11番、12番、16番、17番、桜6丁目(全) 桜井1丁目20番~21番、桜5丁目19番、20番13号~26号 桜5丁目20番1号~12号、27号~	旧5区から移行 旧4区から移行
新8区	萱野中央 人権文化センター	萱野1丁目(全)~4丁目(全)、坊島1丁目5番~9番、11番~、2丁目1番~13番、3丁目1番~8番、4丁目1番~9番 如意谷1丁目1番、2番	旧17区から移行
新9区	白鳥会館	白鳥1丁目(全)、2丁目1番~25番、3丁目4番~14番、16番~、白鳥1番地~ 石丸1丁目20番、22番~28番、2丁目1番~3番、14番~、西宿1丁目1番~5番、12番~17番 西宿1丁目6番~11番、18番~	旧29区から移行
新10区	止々美ふるさと自然館	上止々呂美全域、下止々呂美全域	
新11区	半町会館	半町1丁目(全)、2丁目(全)、3丁目1番~3番、9番~13番、桜ヶ丘4丁目12番1号~23号、55号~(12番58号は除く。) 半町3丁目4番~8番、14番~	旧20区から移行
新12区	第一中学校	新稲1丁目1番~16番28号、39号~18番、20番~、3丁目(全)、4丁目(全) 桜2丁目1番~4番、5番24号~53号、10番~	旧4区から移行
新13区	小野原自治会館	小野原西1丁目(全)、2丁目(全)、小野原東1丁目(全)、2丁目(全)、粟生新家1丁目1番~4番29号、41号~、10番1号~24号、11番~ 小野原西5丁目6番~、小野原東3丁目1番、2番、11番~	旧37区から移行
新14区	奥自治会館	粟生間谷西3丁目10番~、5丁目1番~4番、8番~、6丁目(全)、7丁目(全)、粟生間谷東5丁目1番、34番~、粟生間谷1番地~、大字粟生間谷全域	
新15区	桜ヶ丘 人権文化センター	新稲6丁目12番~17番、21番~、7丁目(全)、桜ヶ丘3丁目1番~7番、4丁目1番~11番、12番24号~54号、58号、13番~、5丁目(全) 桜ヶ丘1丁目1番、2番1号~13号、42号~5番、7番、8番 桜ヶ丘3丁目8番、9番、13番~	旧32区から移行 旧7区から移行
新16区	北小学校	箕面3丁目1番12号~58号、2番~、4丁目1番~6番、10番~、5丁目1番10号~42号、2番~10番、12番18号~51号、14番 如意谷1丁目3番、8番、9番	旧17区から移行
新17区	コミュニティセンター 萱野北小会館	如意谷1丁目4番~7番、10番~、2丁目(全)、4丁目2番、3番、5番、坊島2丁目14番~、3丁目9番~、4丁目10番~、5丁目(全) 白鳥2丁目26番~、3丁目1番~3番、15番	旧9区から移行

# 投票区・投票所の見直し(素案)【一覧】

資料C

投票区	投票所 ※__は変更後の投票所	投票区域(見直し後) ※[ ]が変更箇所	見直し前の投票区
新18区	阪急オアシス箕面店	瀬川3丁目4番、4丁目1番20号～57号、2番～13番、15番～、5丁目(全)	
新19区	箕面学園附属幼稚園	箕面7丁目(全)、8丁目(1番13号～15号を除く。) 新稲1丁目16番29号～38号、19番	旧12区から移行
新20区	西南図書館	半町4丁目(全) 瀬川4丁目1番1号～19号、58号～、14番	旧18区から移行
新21区	箕面市役所豊川支所	粟生間谷西1丁目1番～5番、7番～、2丁目1番～3番、粟生新家2丁目6番～13番、3丁目(全)、4丁目(全)、5丁目1番～9番11号、28号～、10番10号～23番、24番7号～25番18号	
新22区	コミュニティセンター 中小会館	箕面4丁目7番～9番、西小路3丁目2番～9番、12番～14番、18番～、牧落3丁目(全)、稲1丁目(全) 坊島1丁目1番～4番、10番	旧8区から移行
新23区	如意谷住宅集会所	如意谷3丁目(全)、4丁目1番、4番、6番、5丁目(全)、如意谷1番地～	
新24区	豊川北小学校	粟生間谷西4丁目(全)、5丁目5番～7番	
新25区	第四中学校	外院全域、石丸1丁目1番～19番、21番、29番～、2丁目4番～13番、3丁目(全)、石丸1番地～ 今宮1丁目(全)	旧29区から移行
新26区	コミュニティセンター 萱野小会館	船場西全域、萱野5丁目(全) 稲5丁目3番、14番～	旧27区から移行
新27区	第五中学校	稲2丁目(全)～4丁目(全)、5丁目1番、2番、4番～13番、6丁目(全)、牧落4丁目(全)	
新28区	粟生幼稚園	粟生間谷東1丁目(全)～4丁目(全)、5丁目2番～33番、6丁目(全)～8丁目(全)、彩都粟生南1丁目1番～17番、2丁目(全) 彩都粟生南1丁目18番、3丁目(全)	旧38区から移行
新29区	もみじ保育園	今宮2丁目(全)、3丁目(全)、西宿2丁目6番7号～38号、7番～9番 今宮4丁目1番～6番、13番	旧33区から移行
新30区	粟生外院自治会館 聚楽館	粟生外院全域、粟生新家2丁目1番～5番、14番～、5丁目9番12号～27号、10番1号～9号、24番1号～6号、25番19号～	
新31区	小野原多世代 地域交流センター	小野原東4丁目(全)、6丁目(全) 小野原東3丁目3番～10番、5丁目(全)	旧37区から移行
新32区	新稲会館	新稲2丁目(全)、5丁目(全)、6丁目1番、2番、4番～9番、18番～20番、新稲1番地～、桜ヶ丘1丁目2番14号～41号、6番、9番～、 新稲6丁目3番、10番、11番	旧15区から移行
新33区	西宿南集会所	船場東1丁目4番～9番、11番～、西宿2丁目1番～4番、15番～、3丁目(全)、今宮4丁目7番～12番、14番～ 西宿2丁目5番、6番1号～6号、39号～、10番～14番	旧29区から移行
新34区	箕面森町地区センター	森町中全域、森町北全域、森町南全域、森町西全域	
新35区	小野原住宅地集会所	小野原西3丁目(全)、4丁目(全)、5丁目1番～5番、6丁目(全)、粟生新家1丁目4番30号～40号、5番～9番、10番25号～39号	
新36区	東生涯学習センター	粟生間谷西1丁目6番、2丁目4番～、3丁目1番～9番	
新37区	COM3号館	船場東1丁目1番～3番、10番、2丁目(全)、3丁目(全)	旧33区から移行
新38区	彩都の丘学園	彩都粟生南4丁目(全)～7丁目(全)、彩都粟生北全域	

(参考資料)見直し前の投票区・投票所【一覧】

資料D

投票区	投票所 ※⇒は変更後の投票所	投票区域(現行) ※ <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> </span> が変更箇所	見直し後の 新投票区
旧1区	平尾会館	箕面1丁目(全)、2丁目(全)、3丁目1番1号~11号、59号~、5丁目1番1号~9号、43号~、11番~12番17号、52号~、13番、6丁目1番~4番、5番1号~39号、42号~72号、75号~、6番~、8丁目1番13号~15号、箕面1番地~、温泉町全域、箕面公園全域	
旧2区	西小路会館	箕面6丁目5番40号、41号、73号、74号、西小路1丁目(全)、2丁目(全)、4丁目(全)、5丁目(全)	
旧3区	牧落幼稚園	牧落1丁目(全)、2丁目(全)、5丁目(全)、百楽荘全域	
旧4区	桜会館	桜1丁目(全)、2丁目5番1号~23号、54号~、6番~9番、3丁目(全)、4丁目(全)、5丁目1番~14番、16番、18番 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">桜2丁目1番~4番、5番24号~53号、10番~</span> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">桜5丁目20番1号~12号、27号~</span>	新12区へ移行 新7区へ移行
旧5区	若葉幼稚園	桜井1丁目1番、2番、7番~10番、13番~15番、18番、19番、22番~、2丁目(全)、3丁目(全) 桜5丁目15番、17番 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">桜井1丁目20番、21番、桜5丁目19番、20番13号~26号</span>	新7区へ移行
旧6区	瀬川会館	瀬川1丁目(全)、2丁目(全)	
旧7区	南小学校	桜ヶ丘2丁目(全)、3丁目10番~12番、桜井1丁目3番~6番、11番、12番、16番、17番、桜6丁目(全) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">桜ヶ丘3丁目8番、9番、13番~</span>	新15区へ移行
旧8区	萱野中央 人権文化センター	萱野1丁目(全)~4丁目(全)、坊島1丁目5番~9番、11番~、2丁目1番~13番、3丁目1番~8番、4丁目1番~9番 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">坊島1丁目1番~4番、10番</span>	新22区へ移行
旧9区	白島会館	白島1丁目(全)、2丁目1番~25番、3丁目4番~14番、16番~、白島1番地~ 石丸1丁目20番、22番~28番、2丁目1番~3番、14番~、西宿1丁目1番~5番、12番~17番 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">白島2丁目26番~、3丁目1番~3番、15番</span>	新17区へ移行
旧10区	止々美ふるさと自然館	上止々呂美全域、下止々呂美全域	
旧11区	半町会館	半町1丁目(全)、2丁目(全)、3丁目1番~3番、9番~13番、桜ヶ丘4丁目12番1号~23号、55号~(12番58号は除く。)	
旧12区	第一中学校	新稲1丁目1番~16番28号、39号~18番、20番~、3丁目(全)、4丁目(全) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">新稲1丁目16番29号~38号、19番</span>	新19区へ移行
旧13区	小野原自治会館	小野原西1丁目(全)、2丁目(全)、小野原東1丁目(全)、2丁目(全)、粟生新家1丁目1番~4番29号、41号~、10番1号~24号、11番~	
旧14区	奥自治会館	粟生間谷西3丁目10番~、5丁目1番~4番、8番~、6丁目(全)、7丁目(全)、粟生間谷東5丁目1番、34番~、粟生間谷1番地~、大字粟生間谷全域	
旧15区	桜ヶ丘人権文化 センター	新稲6丁目12番~17番、21番~、7丁目(全)、桜ヶ丘3丁目1番~7番、4丁目1番~11番、12番24号~54号、58号、13番~、5丁目(全) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">新稲6丁目3番、10番、11番</span>	新32区へ移行
旧16区	北小学校	箕面3丁目1番12号~58号、2番~、4丁目1番~6番、10番~、5丁目1番10号~42号、2番~10番、12番18号~51号、14番	
旧17区	コミュニティセンター 萱野北小会館	如意谷1丁目4番~7番、10番~、2丁目(全)、4丁目2番、3番、5番、坊島2丁目14番~、3丁目9番~、4丁目10番~、5丁目(全) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">如意谷1丁目1番、2番</span> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">如意谷1丁目3番、8番、9番</span>	新8区へ移行 新16区へ移行

(参考資料)見直し前の投票区・投票所【一覧】

資料D

投票区	投票所 ※⇒は変更後の投票所	投票区域(現行) ※[ ]が変更箇所	見直し後の 新投票区
旧18区	西南小学校 ⇒阪急オアシス箕面店	瀬川3丁目4番、4丁目1番20号～57号、2番～13番、15番～、5丁目(全) 瀬川3丁目1番～3番、5番～ 瀬川4丁目1番1号～19号、58号～、14番	新6区へ移行 新20区へ移行
旧19区	箕面学園附属幼稚園	箕面7丁目(全)、8丁目(1番13号～15号を除く。)	
旧20区	コミュニティセンター 西南小会館 ⇒西南図書館	半町4丁目(全) 半町3丁目4番～8番、14番～	新11区へ移行
旧21区	箕面市役所豊川支所	粟生間谷西1丁目1番～5番、7番～、2丁目1番～3番、粟生新家2丁目6番～13番、3丁目(全)、4丁目(全)、5丁目1番～9番11号、28号～、10番10号～23番、24番7号～25番18号	
旧22区	コミュニティセンター 中小会館	箕面4丁目7番～9番、西小路3丁目2番～9番、12番～14番、18番～、牧落3丁目(全)、稲1丁目(全) 西小路3丁目1番、10番、11番、15番～17番	新2区へ移行
旧23区	如意谷住宅集会所	如意谷3丁目(全)、4丁目1番、4番、6番、5丁目(全)、如意谷1番地～	
旧24区	豊川北小学校	粟生間谷西4丁目(全)、5丁目5番～7番	
旧25区	第四中学校 開放教室	外院全域、石丸1丁目1番～19番、21番、29番～、2丁目4番～13番、3丁目(全)、石丸1番地～	
旧26区	コミュニティセンター 萱野小会館	船場西全域、萱野5丁目(全)	
旧27区	第五中学校	稲2丁目(全)～4丁目(全)、5丁目1番、2番、4番～13番、6丁目(全)、牧落4丁目(全) 稲5丁目3番、14番～	新26区へ移行
旧28区	粟生幼稚園	粟生間谷東1丁目(全)～4丁目(全)、5丁目2番～33番、6丁目(全)～8丁目(全)、彩都粟生南1丁目1番～17番、2丁目(全)	
旧29区	もみじ保育園	今宮2丁目(全)、3丁目(全)、西宿2丁目6番7号～38号、7番～9番 今宮1丁目(全) 西宿1丁目6番～11番、18番～ 西宿2丁目5番、6番1号～6号、39号～、10番～14番	新25区へ移行 新9区へ移行 新33区へ移行
旧30区	粟生外院自治会館 聚楽館	粟生外院全域、粟生新家2丁目1番～5番、14番～、5丁目9番12号～27号、10番1号～9号、24番1号～6号、25番19号～	
旧31区	小野原多世代 地域交流センター	小野原東4丁目(全)、6丁目(全)	
旧32区	新稲会館	新稲2丁目(全)、5丁目(全)、6丁目1番、2番、4番～9番、18番～20番、新稲1番地～、桜ヶ丘1丁目2番14号～41号、6番、9番～ 桜ヶ丘1丁目1番、2番1号～13号、42号～5番、7番、8番	新15区へ移行
旧33区	西宿南集会所	船場東1丁目4番～9番、11番～、西宿2丁目1番～4番、15番～、3丁目(全)、今宮4丁目7番～12番、14番～ 船場東1丁目1番～3番、10番、2丁目(全)、3丁目(全) 今宮4丁目1番～6番、13番	新37区へ移行 新29区へ移行
旧34区	箕面森町自治会館 ⇒箕面森町地区センター	森町中全域、森町北全域、森町南全域、森町西全域	投票所変更
旧35区	小野原住宅地集会所	小野原西3丁目(全)、4丁目(全)、5丁目1番～5番、6丁目(全)、粟生新家1丁目4番30号～40号、5番～9番、10番25号～39号	
旧36区	東生涯学習センター	粟生間谷西1丁目6番、2丁目4番～、3丁目1番～9番	
旧37区	コミュニティセンター 豊川南小会館	小野原西5丁目6番～、小野原東3丁目1番、2番、11番～ 小野原東3丁目3番～10番、5丁目(全)	新13区へ移行 新31区へ移行
旧38区	彩都の丘学園	彩都粟生南4丁目(全)～7丁目(全)、彩都粟生北全域 彩都粟生南1丁目18番、3丁目(全)	新28区へ移行